

クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

(外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 国家戦略特別区域法第16条の7 平成27年9月1日施行)

特例措置前

○クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大。

○クールジャパン・インバウンド分野に関わる外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準で求められる学歴又は実務経験といった要件を満たした上で、入国・在留が可能。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

ニーズ

○クールジャパン・インバウンド人材の受入促進は、我が国の産業の国際競争力強化のための重要課題である。

○各業界(日本食レストラン、飲食業、宿泊施設、アウトドア／アドベンチャー・ツーリズムのガイド、ファッション・デザイン分野等)では、インバウンド需要、日本文化ブーム等を背景に、外国人材の活用ニーズが高い。

特例措置

○クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材受入れ提案があれば、
・活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否か
・在留資格への該当性が認められた場合、現行の上陸許可基準で求められる要件(学歴、実務経験)と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できるか否か
について、区域会議で関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、必要に応じ上陸許可基準の特例対象等とする枠組みを設ける。

効果

○クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れ・就業が促進。

○クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応が促進。